直近の感染状況



各週の感染者数推移(1日平均・人)

県内発表分 単位:人

4/2~4/8	4/9~4/15	4/16~4/22	4/23~4/29	4/30~5/6
21.0	23.5	37.4	51.7	39.5

病床使用率の推移(%)

4/8	4/15	4/22	4/29	5/6
42.3	49.0	54.3	53.6	59.4

○クラスターが多数発生!

4月19日緊急警戒宣言 発出後も15事例!

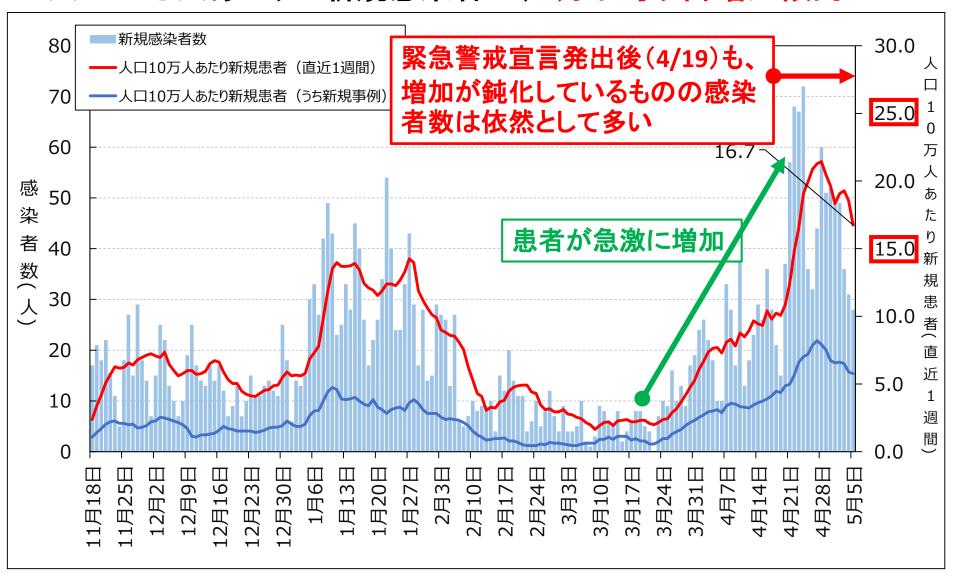
- ·福祉施設·飲食店
- ・事業所内での「居場所の切り替わり(食堂、休憩など)」



感染者数は高水準で予断を許さない状況!

県内患者発生状況(n=R3.5.5時点)

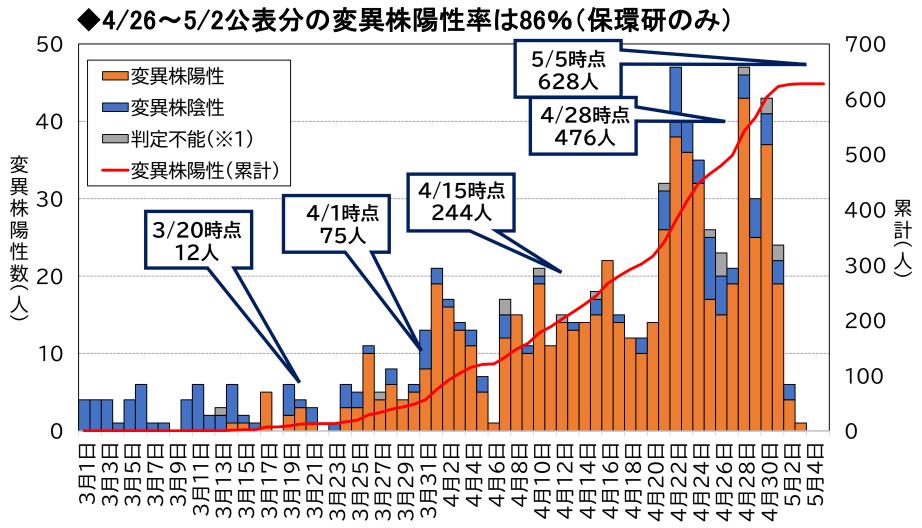
◆人口10万人あたりの新規感染者は、3月下旬以降増加傾向



変異株陽性者発生状況(n=628, R3.5.5時点)

◆3月下旬以降、変異株陽性者数が急増

変異株: 従来型に比べ感染力が強いとされている



PCR検査陽性公表日



まん延防止等重点措置適用

5月9日(日)から5月31日(月)まで

実施区域: 三重県全域

重点措置実施区域:

桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市

県民の皆様へ

新たな要請(特措法第24条第9項に基づく要請)

- 〇日中も含め、外出や移動を避けて
 - ※生活の維持に必要な場合を除く

特措法第24条第9項に基づく要請

- 〇20時以降、飲食店にみだりに出入りすることは避けて
 - ※重点措置区域のみ特措法第31条の6第2項に基づく要請
- 〇大人数や長時間におよぶ飲食は避けて
- 〇県境を越える移動は避けて ※生活の維持に必要な場合を除く
- 県外の皆様への協力依頼
- ○三重県への移動を避けて ※生活の維持に必要な場合を除く

事業者の皆様へ(重点措置区域内)

特措法第31条の6第1項に基づく要請

- 〇飲食店における営業時間の短縮(20時迄)
- 〇飲食店におけるカラオケ設備の利用の停止

新たな要請(特措法第31条の6第1項に基づく要請)

〇飲食店において酒類の提供を行わないこと

新たな要請(特措法第24条第9項に基づく要請)

〇床面積 I 000 ㎡超の運動施設、遊興施設、物品販売業者 等における営業時間の短縮(20時迄)

事業者の皆様へ(重点措置区域外)

特措法第24条第9項に基づく要請

- 〇飲食店における営業時間の短縮(20時迄)
- 〇飲食店におけるカラオケ設備の 利用の停止

全ての事業者の皆様へ

特措法第24条第9項に基づく要請

- ○感染拡大予防ガイドラインの遵守、感染防止対策の徹底
- 〇事業所での従業員への感染防止対策などの徹底
- 〇生活様式や文化の違いを考慮した感染防止対策等について、外国人の方への丁寧な周知

協力依頼(特措法に基づかない)

〇出勤者の7割削減の取組等 依頼内容を強化